平成２９年2月１５日
環 境 局 業 務 課

# 答申「ごみステーションのあり方について」を踏まえた事業の取組状況について

## １　ステーションの配置　【 地域の要望等に沿った柔軟な配置 】

○ ごみステーションの配置等の変更
併用化、新設、移設、分割を行い、利便性、安全性の向上を図った。

地域の要望に応じたステーションの配置等変更実績（H27.4.1～H28.12 末）

| 種　　別 | 箇所数 |
|---|---|
| 新設（狭あい） | 10 箇所 |
| 併　用　化 | 333 箇所 |
| 移　設 | 188 箇所 |
| 分　割 | 110 箇所 |
| 計 | 641 箇所 |

## ２　地域への支援　【 独自ルールを支えるための支援の強化 】

○ 補助金制度の見直し
「ごみステーション管理補助金」「ごみステーション集積容器補助金」の要綱を改正し、申請可能期間を３年ごとから２年ごとに短縮した。

○ 防鳥ネット無償貸与（２回目）の配布開始
防鳥ネットの無償貸与について、各ごみステーション１回のみの貸与であったものを２回まで無償貸与可能とし、平成２８年６月１日から申請受付・配布を開始した。

防鳥ネット申請・配布状況（平成２８年６月１日～平成２８年１２月末）

| 申請件数 | 配布枚数 |
|---|---|
| 7,390 | 6,549 |

## ３　指導およびPR

【 地域で解決が難しい課題への対応強化 】

○ ごみステーションの散乱対策

平成２７年度に行ったごみステーション実態調査の結果、散乱が見られたごみステーションを特定し、改善に向けた取り組みを行っている。

- 散乱が見られたステーション　４４３箇所
- 対応状況　　別紙１のとおり
- 改善事例　　別紙２のとおり

○ 市民への啓発

ごみステーションの啓発パネルを区役所・市民センターに展示し、ごみステーションの維持・管理について市民に啓発した。

- 各区役所・市内８８箇所の市民センターにおいて、ごみステーションの工夫事例等を紹介。
- 平成２８年７月から各市民センター２週間の展示期間で巡回中。
- 展示パネル（一部）　別紙３のとおり

## ４　事業系ごみ対策

【 適正処理の再度の徹底と指導の強化 】

○ 事業者への周知・指導

飲食店等の事業者に対し、事業系ごみの排出方法を周知し、ごみステーションの清潔保持・散乱防止を図った。

- 業界団体への排出ルールの周知・啓発：約3,600事業所

  配布チラシ　別紙４のとおり

- 散乱が見られるごみステーション周辺の事業所訪問・啓発・指導：１５２件

- 保健所の新規営業許可事業所への訪問・啓発・指導：１３９件

# 各環境センター別散乱ステーション対応状況

H29年1月末時点

| | 対　応　済　み | | 対　応　中 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| | 改　善 | 経過<br>観察中 | | |
| 新門司<br>環境センター | 38 | 6 | 1 | 45 |
| 日明<br>環境センター | 165 | 2 | 3 | 170 |
| 皇后崎<br>環境センター | 98 | 40 | 80 | 218 |
| 合　　計 | 301 | 48 | 84 | 433 |

〇経過観察中・・対策を講じた後、概ね散乱は見られなくなったが引き続き状況を確認中のもの

〇対応中・・・・現在改善に向けて地域と対策を協議中のもの

# ごみステーション改善事例

## ◆小倉北区の市営住宅にあるごみステーション

【対策前】

- 市営住宅の住人がごみを出すステーション
- 歩道上にある２本のポールに防鳥ネットを引っ掛け、ごみを覆っていた。
- 隙間が多く、１～２袋がネットに入りきれず、ごみ収集日に毎回のようにからすによるごみの散乱が見受けられた。
- 開封調査後、ごみを持ち出した住人に数回指導を行ったが、改善がされなかった。

【対策実施後】

- 市営住宅の管理部署である住宅管理課が、敷地内にコの字型にブロックを設置し、防鳥ネットを覆う対策をとった。
- ごみを出す容量も大きくなり、ネットで完全に覆うことができるため、散乱は見られなくなった。

## ◆八幡東区の歩道上にあるごみステーション

【対策前】

- マンションの住人がごみを出すステーション。
- 指定袋に入れてないなど、違反ごみが見られた。
- また、ごみ量に対してネットが小さく、掛けかたも不十分であった。
- 一部の住民のマナー違反等により、毎回のようにカラスによる散乱が見られた。

【対策実施後】

- マンション管理会社と協議。
- 管理会社を通じて住民へのごみ出しマナーの啓発、周知を行った。
- さらに、ごみステーションについては、ネットを大きなサイズに取り替えること、ペットボトル等で重しをすることを提案。
- また電柱に散乱防止に関する啓発ポスターを設置した。
- 住民のマナーの向上も見られ、散乱が無くなった。

## ◆八幡西区の歩道上にあるごみステーション

【対策前】

- 金網状のフェンスにネットを設置しているため、裏側からカラスに突かれ、激しくごみが散乱している。
- 裏側から突かれない対策が必要であった。

【改善中】

- フェンス内側の駐車場を管理している不動産会社を訪問。
- 事情を説明しブルーシート等の設置の許可を得た。
- ステーションの場所を１ｍほど移設。
- ブルーシートを設置。下部の隙間は木材で塞いだ。

【対策後】

- フェンスに防鳥ネット（大）を設置。
- さらに、啓発ポスターも新たに設置した。
- カラスによる散乱が無くなり、ごみも綺麗に排出されている。

# ごみステーション啓発パネル（一部）

※B2 サイズ（728mm×515mm）×７枚１セット

北九州市から事業所のみなさまへ

# 事業所から出る事業系一般廃棄物については

（ごみ、資源化物）

# 市の指定袋は使えません！

事業系一般廃棄物の処理方法としては、以下のようなものがあります。

① 自ら市の処理施設や民間のリサイクル施設に直接持ち込む

※リサイクル可能な紙類や廃木材については、市の工場では受入禁止となっています。

②市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する

※収集運搬業者に依頼する場合は、必ず市の許可を受けた業者に依頼してください。

・紙類、廃木材は、収集運搬業者に処理を依頼することも可能ですが、自ら民間のリサイクル施設に持ち込むことができます。分別によりごみが減り、経費削減にもつながります。リサイクルへのご協力もよろしくお願いいたします。

★「雑がみ」の分別にご協力ください。
シュレッダーした紙、はがきや封筒、ファイル（紙製）、メモ用紙、コピー用紙、紙袋・包装紙などの「雑がみ」もリサイクルが可能です。

・ご不明な点に付きましては、環境局業務課（５８２－２１８０）までご相談ください。

ていたん ＆ ブラックていたん
環境未来都市 北九州市

北九州市のホームページの中に収集運搬業者の一覧を掲載しておりますのでご覧ください。

北九州市 事業系ごみ　検 索

（＊産業廃棄物については、産業廃棄物の許可を持った業者へ依頼してください）

# 事業所から出るごみに関するＱ＆Ａ

Ｑ１．事業所から出るごみは、どうして市の指定袋では出せないのですか？

Ａ１．事業所から出るごみは、量の多少にかかわらず事業者自らの責任で処理することが、法令等で定められています。例えば、従業員が食べた弁当容器も「事業所ごみ」として扱います。また、違反すると罰則もあります。

※例外として、次の条件をすべて満たす事業所（住居併設事業所）に限って市の指定袋による収集を行っています。
①住居と事業所建物が構造上一体であるもの。②家庭ごみとの区別が困難である。③ごみ量が家庭並みに少ない（１回に２袋程度）

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

第三条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならない。

第二十五条、第十六条（不法投棄に対する罰則）

５年以下の懲役若しくは１，０００万円以下（法人の場合は３億円以下）の罰金又はこの併料。

**北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例**

第四条（事業者の責務）

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は、再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

Ｑ２．自ら市の処理施設へ搬入した場合の手数料はいくらですか？

Ａ２．下記の処理施設への搬入手数料は、１０ｋｇごとに１００円です。受入れできない品目や受入れ停止期間がありますので、事前に工場へお問い合わせください。

| 工場名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 新門司工場 | 門司区新門司３－７９ | ４８１－４７２７ |
| 日明工場 | 小倉北区西港町９６－２ | ５８１－７９７６ |
| 日明粗大ごみ資源化センター | | |
| 皇后崎工場 | 八幡西区夕原町２－１ | ６４２－６７３１ |

Ｑ３．収集運搬業者に依頼する場合、どのようにすればよいのですか？

Ａ３．直接、収集運搬業者と契約を結んでいただき、処理を依頼することになります。収集運搬は必ず市の許可を受けた業者（許可業者）に依頼してください。また、処理料金や回数は、業者により異なりますので、業者の選定の際は、数社から見積りをとるなどしてください。　詳しくは、許可業者とご相談ください。

Ｑ４．古紙（雑がみ、機密古紙を含む）は、どのようにすればよいですか？

Ａ４．ダンボールやオフィス古紙（雑がみ、機密古紙を含む）は、リサイクルすることが可能です。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/01000016.html

# 答申を踏まえた事務事業の実施状況について

（平成 28 年１２月末現在）

別紙５

## １　ステーションの配置

| 実施した事業 | 実　績 |
|---|---|
| 地域の実情に応じたステーションの設置 | ステーションの移設・分割（298 件） |
| | 単独ステーションを併用ステーションへ変更（333 件） |
| 狭あいステーションの新設 | 狭あい地区にごみステーションを新設（10 件） |

## ２　地域への支援

| 実施した事業 | 実　績 |
|---|---|
| ステーション管理支援 | 防鳥ネットの無償貸与回数増（１回→２回）<br>防鳥ネットや集積容器等の助成頻度の見直し<br>（３年ごと→２年ごと） |
| ステーション管理に貢献した市民への顕彰（まち美化功労者表彰） | 平成 27 年 11 月 20 日局長感謝状贈呈　７名（団体） |
| ステーションに関する出前講演 | ２件（長尾校区社会福祉協議会、徳力市民センター） |
| 工夫ステーションの事例紹介 | 北九州市環境衛生大会での紹介(H27 年 10 月 15 日）<br>ていたんプレス 50 号（平成 27 年 11 月 15 日発行）への掲載 |

## ３　指導およびＰＲ

| 実施した事業 | 実　績 |
|---|---|
| ルール違反者への指導強化 | 409 件（平成 27 年度）<br>358 件（平成 28 年 12 月末時点） |
| ごみステーション改善事例の啓発パネル展示 | 本庁舎・区役所７か所（平成 28 年４月） |
| | ８９か所（実施中　～平成 29 年３月） |
| 日本語学校等での説明会 | 北九州 YMCA 日本語学校　２回（日明環境センター実施）<br>（平成 27 年４月８日、平成 27 年 10 月 14 日）<br>北九州国際交流協会　２回（平成 27 年７月 29、３０日）<br>国際事業支援協同組合　２回（平成 27 年８月・平成 28 年１月） |
| 大学入学時の説明 | ８大学（平成 28 年４月）、５大学（平成 27 年４月） |
| 外国語版掲示幕の作成 | 300 枚（平成 26 年８月） |
| 市が責任を持って指導することの周知 | ていたんプレス 48 号（平成 27 年３月 15 日）への掲載<br>掲示幕への記載（H27 年 12 月） |
| 不動産業者等に対する講演 | 宅建協会での講演（平成 27 年９月 28 日）<br>（マンション管理者講習会、不動産業者講習会） |
| ごみ出しアプリのダウンロード数 | 4,024 件 |

## ４　事業系ごみ対策

| 実施した事業 | 実　績 |
|---|---|
| 散乱ステーション周辺の事業所訪問 | １５２件 |
| 事業系ごみの排出実態の把握 | 対象：約 8,000 事業所 |
| 業界団体への排出ルールの周知 | 約 3,600 事業所 |
| 保健所の新規営業許可事業所訪問 | １３９件 |

# ごみステーションのあり方について（北九州市環境審議会「答申」）

【諮問にいたった背景（H26.8.4 諮問）】
○昭和 46 年に「ポリ袋ステーション方式」がスタート（約 40 年が経過）
○ステーションを取り巻く社会状況が変化
　（一人暮らしなどライフスタイルの変化、ごみ分別の増加など）
○ごみ散乱が地域の悩み（カラス、ルールやマナー違反など）
○原点に立ち返り、これまでの取組みを確認、検証、評価

審議会（4 回）
視　察（1 回）

## 答申の概要（H27.4.13 答申）

【今後のあり方】
★現行の「ポリ袋ステーション方式」を継続
★社会状況の変化や地域の実情に応じ、ステーションの利便性や美観等をさらに工夫
★市と地域が車の両輪となってステーションを維持、管理
★全市統一ルールは最低限とし、地域が築き上げた地域ルールを尊重

### ステーションの配置

【基本的な方針】
○地域の要望等に沿った柔軟な配置

【具体的な方策】
- 地域の実情に応じた管理方法等の検討
- 場所は利便性や安全性、作業性を考慮
- 地域の目が届く場所への設置
- 少子高齢化に伴う配置の改善の検討
- 散乱防止には集積容器が有効
- 容器設置が容易になるよう関係局との連携

### 地域への支援

【基本的な方針】
○独自ルールを支えるための支援の強化

【具体的な方策】
- ネット等の貸与、助成制度の要件緩和
- 市と地域との間の情報共有の場の設置
- 地域の優れた創意工夫を広く紹介
- 市全体のルールは地域ルールを考慮
- 地域ルールの徹底のための支援の強化

### 指導及び PR

【基本的な方針】
○地域で解決が難しい課題への対応強化

【具体的な方策】
（1）指導
- ルール違反者には市の責任で指導
- 市が指導することの明確な市民周知
- 違反者の背景や属性等に応じた指導
- 悪質な法違反者には厳格に対応

（2）PR
- あらゆる機会を通した広報、啓発
- 地域とつながりの薄い人への啓発の工夫
- 決められたステーションへ排出は義務
- 散乱は収集コスト増になることの周知
- 2R に関する啓発のさらなる促進

### 事業系ごみ対策

【基本的な方針】
○適正処理の再度の徹底と指導の強化

【具体的な方策】
- すべての業種への意識の強化
　（資源化、減量化、コスト）
- 事業系ごみの資源化、減量化策の推進
- ルール違反者への指導の徹底

【その他】
- ポリ袋や集積容器の調査、研究
- 支援が必要な高齢者等へ対応するための関係局との連携